

# 石川県公報

令和 8 年 5 月 27 日 (水曜日)

号 外

(第 36 号)

## 目 次

土木部 (水道用水供給事業)		人事委員会	
○石川県企業職員の給与に関する規程の一部改正	1	○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	1
		○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	11

## 土木部 (水道用水供給事業)

### 石川県企業管理規程第 2 号

石川県企業職員の給与に関する規程 (昭和42年石川県電気事業管理規程第 4 号) の一部を次のように改正する。

令和 8 年 5 月 27 日

石川県知事 山 野 之 義

第 2 条の 2 第 1 項の表本庁の項を次のように改める。

本庁	主事 技師	技師				課参事
----	----------	----	--	--	--	-----

### 附 則

この規程は、公表の日から施行し、改正後の石川県企業職員の給与に関する規程の規定は、令和 8 年 4 月 8 日から適用する。

## 人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 27 日

石 川 県 人 事 委 員 会

### 石川県人事委員会規則第九号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則 (昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号) の一部を次のように改正する。

別表第二の表知事の事務部局の部本庁の項中 「担当課長 室長 を 「担当課長 室長 を 「所長 室長 を  
室次長 」 危機管理専門官 に、 室次長」  
室次長 」 室次長 」

「所長 室長 危機管理専門官 に改め、同表教育委員会の部事務局の項中 「指導主事」 を 「指導主事 社会教育主事」 に改め、  
消防防災専門官 室次長 」

「教育参事」を削り、同部高等学校の項中 「事務長  
事務長補佐」 を「事務長」に改める。

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を次のように改正する。  
別表第二の表を次のように改める。

イ 行政職給料表等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
知事 の事 務部 局	本庁			政策調整員 主任主計員 主任企画員	課長補佐 主任主計員 主任企画員 係長 船長	担当課長 室長 危機管理専門官 室次長 船長 機関長	部の名称を冠し た課長 課参事 所長 室長 危機管理専門官 消防防災専門官 室次長	知事室次長 デジタル推進監 少子化対策監 出納室長 室長		参事 技監 交通総合対策監
	自治研修センター					担当課長 准教授	所長 次長			
東京事務所				係長	係長	課長	次長	所長		
県税事務所					担当課長 係長	所長 次長 課長	所長			
県総合事務所					担当課長 係長	担当課長 所長 部次長 課長 担当課長	部長	所長		
消防学校						教頭	校長			
美術館						課長 担当課長				
歴史博物館						課長				
図書館			司書	司書主任	担当課長 司書専門員 司書主査	課長				
白しろく民俗資料館						副館長				
能楽堂						副館長				
石川四高記念文化交 流館						課長				

	担当課長	課長 担当課長	次長 部次長 課長 担当課長	部長 部次長				
保健福祉センター								
リハビリテーションセンター		担当課長	次長					
保健環境センター			次長 課長			所長		
こころの健康センター			次長 課長					
中央病院		係長 主任専門員	副部長	課長		管理局次長		管理局長
こころの病院			課長	課長		事務局長		
総合看護専門学校			副校長					
いしかわ動物愛護センター			次長					
いしかわ子ども交流センター			次長 担当課長					
保育専門学園			園長 副園長 課長 泉こども園長					
児童生活指導センター		係長	園長 副園長 課長					
白山自然保護センター			所長 次長					
女性センター				館長				
消費生活支援センター			次長 課長			所長		
大阪事務所		係長				所長		
工業試験場			課長	次長		場長		
計量検定所				所長 担当課長				

九谷焼技術研修所 産業技術専門校				校長 副校長 課長 担当課長	校長	所長			
石川障害者職業能力 開発校				校長 副校長 担当課長					
農林総合事務所			担当課長	農林事務所長 次長 部長 副部長 室長 課長 担当課長 工事管理担当課長	所長 農林事務所長 次長 部長 室長	所長			
農林総合研究セン ター			担当課長	課長 担当課長 室長	次長 副場長 中央普及支援セ ンター長				
家畜保健衛生所				担当課長					
水産総合センター			機関長	部長 船長 副船長					
土木総合事務所			課長 担当課長 係長	次長 企画調整担当次 長 地域調整担当次 長 工事管理専門官 課長 担当課長 室長	次長 土木事務所長 企画調整担当次 長 地域調整担当次 長 工事管理専門官	所長 土木事務所長			所長





二 研究職給料表等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事の事務部局	本庁				課長補佐	
	美術館		学芸主任	専門員 学芸主任	学芸主幹	
	歴史博物館		学芸主任	課長 学芸主任		
	リハビリテーションセンター				担当課長	
	保健環境センター		専門研究員		部長 副部長 研究主幹	次長 部長
	工業試験場		研究員	研究員	部長 担当部長 副部長 室長 九谷焼技術センター所長 研究主幹	次長 部長
	九谷焼技術研修所				課長	
	農林総合研究センター				部長 副部長 室長 研究主幹	所長 場長 副場長 能登畜産センター所長 次長 部長 室長
	水産総合センター				次長 事業所長 内水面水産センター所長 部長	所長 部長
	共通		技師 学芸員			
警察本部			研究員	主任研究員 研究員	管理官 調査官	所長 上席管理官

の表を次のように改める。

別表第二ロの表警察の部警察学校の項中

教官 助教	教官
----------	----

を

教官 助教	教官 助教
----------	----------

に改め、同表二

へ 医療職給料表 (二) 等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事 の事 務部 局	本庁			専門員			課長補佐	担当課長
	県総合事務所					部次長 課長	部次長 課長	
	保健福祉センター			専門員		担当課長 主幹	担当課長 主幹	次長 部次長
	リハビリテーションセンター					主幹	次長 主幹	
	中央病院			主査	主任専門員	主幹 主任専門員	副部長 室次長 主幹 薬剤師長 技師長	部長 室長 室次長
	こころの病院					主幹 主任専門員	科長 担当課長	科長
	いしかわ動物愛護センター					主幹	次長	
	家畜保健衛生所					主幹	担当課長 能登駐在所長	次長
	共通		技師					
	教育 委員 会		技師					

別表第二ホの表知事の事務部局の部本庁の項中「課長補佐」を「課長補佐」に改め、同部中央病院の項中「母子  
出幹」を「課長補佐」に改め、同部中央病院の項中「母子  
出幹」を「係長部長」に改め、同表への表及びひとの表を次のように改める。

医療センター」を「係長部長」に改め、同表への表及びひとの表を次のように改める。

母子医療センター」

ト 医療職給料表 (三) 等級別基準職務分類表

組織	職務の級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
本庁					主幹		
県総合事務所				専門員		部次長 課長	
保健福祉センター				専門員			
リハビリテーションセンター						担当課長	
こころの健康センター					課長 主幹		
中央病院				看護師長	室次長 主任技師		
こころの病院				主査	主任技師	担当課長	
総合看護専門学校					副校長 教務主任 教務主査 主任技師		
保育専門学校					担当課長		
共通		技師					
事務局					主幹		
教育委員会							
警察本部		技師	技師		課長補佐 係長	調査官 管理官	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の規定は令和八年四月一日から、第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の規定は同月八日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十七日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

第一条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年石川県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「担当課長」の下に「、危機管理専門官、消防防災専門官」を加え、同表備考2中「及び」を「、「危機管理専門官」、「消防防災専門官」及び」に改める。

別表第二教育事務所の項中「管理課長」の下に「、指導課長」を加える。

第二条 管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「、復旧復興戦略監」を削り、「企画調整室次長」の下に「、里山振興室次長」を加え、「知事又は」を「知事の秘書業務を担当する秘書専門員、」に改める。

別表第二中央病院の項中「、部長」を「、統括部長、診療部長」に改め、同表農林総合研究センターの項中「部長」の下に「、副部長」を加え、同表備考2中「の部長、」を「及び」に、「の主任研究員」を「の副部長、主任研究員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は令和八年四月一日から、第二条の規定による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は同月八日から適用する。